

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第一（第二条関係）					別表第一（第二条関係）				
災害救助法施行細則の一部を改正する規則	支出の限度	（略）	（略）	（略）	支出の限度	（略）	（略）	（略）	（略）
災害救助法施行細則の一部を改正する規則	使途	（略）	（略）	（略）	使途	（略）	（略）	（略）	（略）
災害救助法施行細則の一部を改正する規則	適用範囲	（略）	（略）	（略）	適用範囲	（略）	（略）	（略）	（略）
災害救助法施行細則の一部を改正する規則	期間	（略）	（略）	（略）	期間	（略）	（略）	（略）	（略）
災害救助法施行細則の一部を改正する規則	備考	（略）	（略）	（略）	備考	（略）	（略）	（略）	（略）
災害救助法施行細則の一部を改正する規則	支出の限度	（略）	（略）	（略）	支出の限度	（略）	（略）	（略）	（略）
災害救助法施行細則の一部を改正する規則	使途	（略）	（略）	（略）	使途	（略）	（略）	（略）	（略）
災害救助法施行細則の一部を改正する規則	適用範囲	（略）	（略）	（略）	適用範囲	（略）	（略）	（略）	（略）
災害救助法施行細則の一部を改正する規則	期間	（略）	（略）	（略）	期間	（略）	（略）	（略）	（略）
災害救助法施行細則の一部を改正する規則	備考	（略）	（略）	（略）	備考	（略）	（略）	（略）	（略）

被災した住宅の応急修理	
被災した住宅の応急修理	一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 一世帯当たり五三、九〇〇円以内
被災した住宅の応急修理	二 一の設置（所）の設置（法第二十三条第二項に基づき設置する場合を除く。）の場合約は、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設使用等の設置費として当該地域における通常の実費
被災した住宅の応急修理	三 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある
被災した住宅の応急修理	四 災害の発生から一日以内に完了
被災した住宅の応急修理	
被災した住宅の応急修理	一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 一世帯当たり五三、九〇〇円以内
被災した住宅の応急修理	二 一の設置（所）の設置（法第二十三条第二項に基づき設置する場合を除く。）の場合約は、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設使用等の設置費として当該地域における通常の実費
被災した住宅の応急修理	三 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある
被災した住宅の応急修理	四 災害の発生から十日以内に完了

（略）		
（略）	（略）	
（略）	（略）	
（略）	（略）	² 応急修理の規模は、住家の被害の拡大を防止するため、緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。
（略）	（略）	
（略）	（略）	

（略）		
（略）	（略）	
（略）	（略）	
（略）	（略）	² 応急修理の規模は、住家の被害の拡大を防止するため、緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。
（略）	（略）	
（略）	（略）	

別表第二（第十二条関係）

職別／種別 （略）	職別 （略）	種別 （略）	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士、歯科技工士、衛生士、歯科栄養士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第二（第十二条関係）

職別／種別 （略）	職別 （略）	種別 （略）	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士及び歯科技工士、衛生士、土木技術者及び建築技術者	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

談 支 援 専 門 員	(略)	令 第 四 条	第 六 号 か ら 第 十 一 号 ま で に 規 定 す る 者
		(略)	(略)
		(略)	
	(略)	令 第 四 条	第 五 号 か ら 第 十 号 ま で に 規 定 す る 者
		(略)	(略)
		(略)	

別記様式第十四号を次のように改める。

様式第14号（第18条関係）

災 害 救 助 費 払 戻 請 求 書

災害救助費の一時繰替支弁について、別紙「災害救助費払戻請求額内訳」のとおり請求します。

年 月 日

広島県知事 様

市町長 氏 名

災害救助費払戻請求額内訳（ による災害）

種 目 別 区 分				市町繰替支弁分		
				市町		
				員数	単価	金額（円）
I 救 助 業 務 に 要 し た 経 費					円	円
1	救	助	費			
(1)	お 段 お 避 設	そ 階 に 難 に 所 に 費	避 難 所 福 祉 避 難 所 ホ テ ル ・ 旅 館 等 そ の 他 （ ） 計	延 人		
(2)	避 難 所 設 置 費	避 難 所 福 祉 避 難 所 ホ テ ル ・ 旅 館 等 そ の 他 （ ） 計	延 人 延 人 延 人 延 人 延 人			
(3)	応 急 仮 設 住 宅 設 置 費	建 設 型 応 急 住 宅 賃 貸 型 応 急 住 宅 応 急 修 理 期 間 中 の 仮 設 住 宅 の 使 用 計	世 帯 世 帯 世 帯 世 帯			
(4)	炊 出 し そ の 他 に よ る 食 品 給 与 費			延 人		
(5)	飲 料 水 供 給 費					
(6)	被 服 、 寝 具 、 そ の 他 の 生 活 必 需 品 の 給 与 費 （ 貸 ）	全 壊 （ 焼 ） 流 出 半 壊 （ 焼 ） ・ 床 上 浸 水 計	世 帯 世 帯 世 帯			
(7)	医 療 及 び 助 産 費		医 療 助 産 計	延 人 延 人 延 人		
(8)	被 災 者 の 救 出 費			人		
(9)	福 祉 サ ー ビ ス の 提 供 費			延 人		
(10)	住 宅 の 被 害 拡 大 を 防 止 す る 緊 急 措 置 費 （ フ ル シ ー ト 展 張 費 ）	自 力 又 は ボ ラ ン テ ィ ア に よ る 施 工 建 設 団 体 企 業 等 に よ る 施 工 計	世 帯 世 帯 世 帯			
(11)	日 常 生 活 に 必 要 な 部 分 の 修 理 費 （ 住 宅 の 応 急 修 理 費 ）	半 壊 （ 焼 ） 以 上 準 半 壊 計	世 帯 世 帯 世 帯			
(12)	生 業 に 必 要 な 資 金 の 貸 与 費			世 帯		
(13)	学 用 品 の 給 与 費	小 学 校 教 科 書 児 童 文 房 具 等 中 学 校 教 科 書 生 徒 文 房 具 等 高 等 学 校 教 科 書 等 生 徒 文 房 具 等 計	人 人 人 人 人 人 人			
(14)	埋 葬 費		大 人 小 人 計	人 人 人		
(15)	死 体 の 捜 索 費			体		
(16)	死 体 の 処 理 費	洗 浄 、 縫 合 、 消 毒 等 一 時 保 存 検 査 計	体 体 体 体			
(17)	障 害 物 の 除 去 費			世 帯		
(18)	お そ れ 段 階 に お け る 輸 送 費					
(19)	輸 送 費					
(20)	お そ れ 段 階 に お け る 賃 金 職 員 等 雇 上 費			人		
(21)	賃 金 職 員 等 雇 上 費			人		
2	実 費 弁 償			人		
3	扶 助 金			件		
4	損 失 補 償			件		
II	救 助 事 務 に 要 し た 経 費					
	市 町 村	事 務 費				
III	災 害 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー の 設 置 ・ 運 営 に 係 る 委 託 費					
	（ 合 計 ）					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。